



藤沢記者クラブ各位

職員の処分について  
案件：パワー・ハラスメント

1 概要

本件は、本市職員が、令和5年度に、同じ消防署に勤務する部下に対して、長時間の叱責や暴言等のパワー・ハラスメント行為を複数回行っていました。

これは、地方公務員法第33条「信用失墜行為の禁止」に抵触する行為であり、地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号に該当するため、同項の規定に基づき、2024年（令和6年）11月15日付で懲戒処分を行いました。

2 処分の内容

戒告

3 処分の対象者

所属：消防局 北消防署警備二課

役職：課長補佐

性別：男性

年齢：47歳

4 消防局長コメント

消防局職員の不祥事により、市民の皆さまの信頼を大きく損ねたことに対して、また、被害に遭った職員に対して、深くお詫び申し上げます。

市民の安全安心を守るべき消防職員として、あってはならない行為であり、改めて、職員の服務規律の確保を徹底し組織を挙げて信頼回復に努めてまいります。

以上

\*この資料に関する問い合わせ先

藤沢市消防局 消防総務課

担当 福岡、伊藤、小川

内線 8111

直通 0466（50）3576